

## 年金の請求は忘れずに行いましょう

老齢基礎年金などの公的年金は、支給される条件がそろえば自動的に支給されるものではありません。

本人が必要な書類を提出して「裁定請求」という手続きを行い、それが確認されてから支給されることになります。

裁定請求漏れを防ぐために25年以上の加入期間があつて老齢基礎年金等の受給年齢（国民年金では65歳）を迎える方を対象として、誕生月の3か月前に日本年金機構から、同機構が管理している年金加入記録等を印字した「裁定請求書」などの書類が事前にご送付されます。

裁定請求書を受け取った方は、印字された内容を確認して、必要な書類（戸籍謄本等）を誕生日以降に取得して手続きを行ってください。



提出先は次のとおりです。

① 国民年金1号被保険者（農業や自営業者）期間のみの方

↓市役所各庁舎総合窓口係又は小城市庁舎国保年金課

② 国民年金第3号被保険者（配偶者の扶養に入られていた）期間がある方  
↓佐賀年金事務所

③ 2つ以上の年金制度に加入していた方  
↓佐賀年金事務所

【問合せ】国保年金課

（小城市庁舎）

担当 古川・岩本

☎ 73-8802

## 三日月保健福祉センター（ゆめりあ）の休館日が変わります

4月1日から休館日が少なくなり、利用しやすくなります。皆様の健康づくりにご利用ください。

これまでの休館日	4月1日からの休館日
<ul style="list-style-type: none"> <li>毎週火曜日と毎月第4水曜日。ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日。</li> <li>12月29日から翌年1月1日まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月第3月曜日及びその翌日。ただし、これらの日が休日に当たる場合は、その日以降で最も近い連続する休日でない2日</li> <li>12月29日から翌年1月1日まで</li> </ul>

※利用（営業）時間は10時から21時30分までです。

【問合せ】

三日月保健福祉センター

（ゆめりあ）

☎ 73-9270

## 春の火災予防運動

防火標語「消したかな あなたを守る 合言葉」

春の火災予防運動期間（3月1日～7日）に合わせて、小城市消防団では火災予防パレードと色の薄くなった消火栓や消火栓の蓋の塗り直しを実施します（消火栓から5m以内の部分は駐車禁止になっています）。

また、小城市消防署と女性消防団員による一人暮らし高齢者宅の防火訪問も併せて実施します。火災予防運動の目的は、火災の発生を防止し、死者を減少させ、財産の損失を防ぐことです。そのためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

※既存住宅の住宅用火災警報器は、平成23年5月31日までの設置が義務付けられています。

【問合せ】総務課消防交通係

（牛津庁舎）

担当 相川・柳川

☎ 63-8818

## まちの話題

### 一輪車を寄贈していただきました

桜岡小学校同級会（昭和17年卒業生）代表石井倫平様から桜岡小学校に、一輪車を寄贈していただきました。

同会では、例年同窓会を開催されていましたが、高齢により今年が最後の同窓会となり、これまで集められた会費の一部を使って母校に役立つものを寄贈しようということから学校に相談がありました。

桜岡小学校では昼休みなどに児童が遊んでいる一輪車が、壊れて使える台数が少なくなっていましたので、一輪車10台を寄贈していただきました。

ありがとうございました。



（後列左より）緒方校長、同級会石井様・井上様